

令和5年度
法務省 行政事業レビュー公開プロセス

第1 日 時 令和5年6月19日(月) 自 午後1時30分
至 午後3時21分

第2 場 所 法務省地下1階大会議室

第3 議 事 (次のとおり)

議 事

官房長 それでは、これより法務省行政事業レビューの公開プロセスを開催いたします。

進行役を務めさせていただきます法務省大臣官房長の佐藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、齋藤健法務大臣から挨拶がありますが、所用のために出席がかなわず、挨拶文を預かっておりますので、代読させていただきます。

外部有識者の皆様方におかれましては御多忙の中、当省の行政事業レビュー公開プロセスに御出席いただき、誠にありがとうございます。

本日の公開プロセスでは、外部有識者の皆様方に当省の事業の点検をしていただくこととしておりますが、無駄の削減のみならず、同じ予算でより多くの成果を引き出す工夫はないかといった観点から、事業の効果をより高めるための見直しを行う大変重要な機会であると考えております。

今回公開プロセスの対象として取り上げる二つの事業につきましては、それぞれの事業の在り方や予算の執行に関し、皆様方から率直な御意見、御提言を頂き、今後の予算要求に向けての検討に活用していく所存ですので、本日は活発な御議論をお願いいたします。

簡単ではございますが、以上をもちまして私からの挨拶とさせていただきます。

以上、代読でした。

それでは、本日御審議いただく外部有識者の委員の方々を御紹介いたします。

井上東委員です。

井上委員 井上です。よろしくお願いいたします。

官房長 大屋雄裕委員です。

大屋委員 大屋です。よろしくお願いいたします。

官房長 竹澤香織委員です。

竹澤委員 竹澤です。よろしくお願いいたします。

官房長 茶野順子委員です。

茶野委員 茶野です。よろしくお願いいたします。

官房長 松村敏弘委員です。

松村委員 松村です。よろしくお願いいたします。

官房長 なお、本日の取りまとめ役につきましては井上委員をお願いしております。どうぞよろしくお願いいたします。

ここで、審議の流れについて御説明させていただきます。まず、事業の概要について担当部局から説明をさせていただきます。続いて、論点について官房会計課長から説明をさせていただきます。その後、40分程度、御審議いただきたいと考えております。委員の皆様にはコメントシートに御記入いただき、井上委員より取りまとめコメント案を提示していただきたいと思っております。そのコメント案に基づきまして委員の皆様で御議論していただく上で、井上委員に修正していただき、最終的な取りまとめコメントを公表していただくということにしております。

早速ですが、それでは審議に入りたいと思います。

まず、議題1の「供託事務の運営」についてです。民事局から説明があります。

説明者（民事局） 民事局総務課長の村松と申します。私の方から供託事務の概要につきまして、所管部局として御説明をさせていただきます。よろしくごお願い申し上げます。

それでは、最初に、行政事業レビューシートの1ページ目を御覧いただきたいと思います。事業の目的、それから事業概要の欄、こちらの方に記載しておりますが、供託事務とは、供託の申請が受理されることにより、供託者が金銭等を国家機関である供託所、具体的には、全国311箇所にあります。法務局、地方法務局又はこれらの支局に提出し、その管理を委ね、終局的には、供託所が法令で定める方にその財産を取得させることにより、それぞれの法令で定める目的の達成に寄与する、そういった制度が供託の制度となっております。

続きまして、「供託事務の運営」という横置の資料の方を御覧いただきたいと思います。資料の2ページ目が供託制度についての説明となっております。供託の利用をするためには、供託を義務付けるなどしております法令の根拠が必要となっております。その種類につきましては、左側に①から⑤まで列記しております。これは基本的に利用件数の多い順に並んでいるところですが、まず、①がいわゆる民間の取引などにおきまして利用される弁済供託というものです。②の執行供託とは、裁判所における強制執行等の手続、こういったもので利用される種類の供託になります。また、③に担保供託と書いてありますが、営業を始めるために供託をしていただくといった使い方がされているものです。④の没取供託は、最も典型的な例としては、いわゆる選挙に立候補するために供託をしていただく、そういった使い方が没取供託と呼ばれます。そのほか保管供託といったものがあります。

続きまして、事務フローですが、事務フローにつきましては資料の3ページに記載があります。こちらに記載のとおりですが、大きく分けると供託の事務は、供託金の受入れをする受入事務と、供託金を最終的にお支払いする払渡事務の二つに分けることができます。それぞれの事務フローが上段、下段に分けて記載してあります。

少し飛びまして、資料の6ページに進んでいただきたいと思います。供託手続におけるオンライン利用の現状等という記載があります。デジタル対応、オンライン対応が非常に重要だということです。供託事務に関しましてもオンラインでの利用が可能になっておりますが、オンラインを利用していただくことには多くのメリットがあります。下側にそのメリットが記載してあります。左側の部分は供託の申請、供託金の受入れ、こちらの場面におけるメリットを列記したものです。

例えば、供託の利用者側、国民の皆様側という点におきましては、いわゆる電子署名などが不要な「供託かんたん申請」というものがあり、ウェブブラウザ上での利用が可能になるといったメリットがあります。そのほかにも、来庁あるいは郵送の負担がなくなる、窓口の対応時間よりも長い対応時間が可能になるといったメリットがあります。

また、受け手の供託所側といたしましても、紙で申請されますと、職員が供託書をスキャナで読み込むといった手間が掛かりますが、そういったことが不要になるなどのメリットがあります。払渡請求の場面におきましても、右側にありますように、対応時間が長くなるなどのメリットがあると考えております。

このように、供託手続でのオンライン利用につきましては、様々なメリットがありますが、オンラインの利用率について、上段の部分の右側に緑色の棒グラフがありますが、こちらを御覧いただきますと、供託手続のオンライン利用率の推移について、平成30年から載せております。利用率が徐々に上がってはおりますが、令和4年度は、暫定的な数値で31%と

いう数字になっております。この数値が高いか低いかというところですが、同じく民事局が所管しております登記の申請のオンラインの利用率、こちらが6割から7割であり、登記申請のオンライン利用率と比べますと、やはり低調となっているというところで、このオンライン利用率の更なる向上が課題と認識をしております。

続きまして、資料の7ページを御覧いただきたいと思います。こちらの方に、供託手続のオンライン利用、どうしてなかなか進んでいない部分があるのかというところで、阻害要因、それに対する対策を少しまとめてあります。

まず、資料の中段の部分に記載してあります、これは上半分が供託の申請の場面、下半分が供託金の払渡しの場面ですが、双方ともにまずいえますのは、認知度が低いということです。まずは、供託手続がオンラインで申請可能であることの周知広報を充実させていくことが必要であり、認知度が向上することで、供託手続のオンライン利用が進んでいく、こういう関係にあると認識しております。

また、供託の申請の場面に特有の論点となりますが、一番上に記載があります供託通知書についての論点があります。供託通知書については、資料に供託通知書についてという記載部分がありますが、法令に基づきまして供託者が被供託者に供託の通知をしなくてはならない場合があります、その場合には、供託者が供託官に対しまして被供託者宛ての供託通知書の発送を請求することができる、こういう規定が供託規則に置かれております。この際には、被供託者への送付に必要となる郵券、郵便切手を供託所に別途持参していただくか、あるいは郵便で送付していただく、こういった対応が必要になりますので、供託者が供託官に対して供託通知書の発送を請求することを選択すると、オンラインだけでは供託手続が完結しない仕組みになっております。

そこで、こういった部分をどうするのかというところがあります。そもそも、この供託通知の制度について、民法が定めておりますのは、供託者御本人に通知をしていただくというものでして、ある意味、供託所がサービスの的にこの部分をしているというところがあります。申請者間の公平や行政のスリム化、さらにはデジタル完結の実現を図る、そういった観点から、この供託通知書の発送請求の制度自体を見直す、廃止するといったことが課題となり得るものと考えております。

また、資料の一番下に記載しておりますが、供託金の払渡請求の場面における阻害要因としましては、やはりユーザーエクスペリエンスの質を向上させる必要があるだろうと考えております。供託利用者のニーズを様々な角度から把握して、ユーザーエクスペリエンスの質の向上につなげていくことが必要と認識しております。

簡単ではありますが、所管部局からの説明は以上です。

官房長 次に、論点等につきまして会計課長から説明があります。

会計課長 官房会計課長の民野といいます。よろしくお願いたします。それでは、私の方から、議題1、供託事務の運営に関して、論点として考えられる事項について御説明させていただきます。

資料1 1ページの論点等整理シートを御覧ください。供託手続におきまして、申請、供託金の納付、払渡しの各手続をオンラインで利用することができますが、オンラインを利用すれば、供託利用者におきまして供託所に実際に足を運ぶ負担がなくなるほか、現金等の持ち運びの危険性もなくなるなどのメリットがあり、政府全体の方針としてもオンライン化を推

進しているところです。

しかし、供託手続におけるオンライン利用率は約3割程度にとどまっております。また、オンラインによる供託申請を行った場合でも、供託通知等の発送請求についてはオンライン上で完結せず、郵券を供託所に別途送付する必要があるのが現状です。

そこで、オンラインによる供託利用者の利便性を向上させるため、効果的な事業の在り方を検討する必要があると考えておりました。論点といたしましては大きく以下の三つが考えられると思っております。

まず、一つ目は、「供託通知等の発送請求という制度自体を存続させることが妥当かについて」です。供託規則により、供託者は、供託官に対し、被供託者宛ての供託通知書を発送することを請求できることとなっておりますが、この制度を存続させることは妥当なのか、といった点が論点になるのではないかと考えられます。

次に、二つ目は、「申請、供託金の納付、払渡しの各供託手続におけるオンライン利用の周知及び広報について」です。供託手続はオンラインでの利用が可能ですが、利用率が約3割程度にとどまっているため、オンライン利用の周知及び広報について、より効果的な方法はないか、といった点が論点になるのではないかと考えられます。

三つ目は、「ユーザーエクスペリエンスの質の向上について」です。供託利用者のユーザーエクスペリエンスの質を向上させるためにはどのような方策があるのか、といった点が論点になるのではないかと考えられます。

以上が、「供託事務の運営」に関しまして、論点になるのではないかと考えている点です。私からは以上です。

官房長 少し御説明が長くなりましたけれども、これから本件の御審議をお願いしたいと考えております。説明者は、委員から御質問がありましたら、可能な限り簡潔明瞭にお答えするようお願いいたします。

それでは、よろしく願いいたします。井上委員、どうぞ。

井上委員 御説明ありがとうございました。2点ほど質問させていただきたいと思っております。

先日、東京法務局に行かせていただいて、供託事務を実際に拝見させていただきました。そのときの印象なのですが、オンライン化の説明も伺いまして、現場の案内表示も分かりやすく、非常にスムーズに事務が行われているという感想を持ちました。また、会社登記事項証明書の省略等もなされており、利用者の利便性向上も図られていると感じました。また、法務省から総務省に提出された資料、「供託事務の質の向上の取組」についても拝見しまして、この資料でもいろいろな改善がなされていると理解しております。

そういったことにもかかわらず、御説明いただいたように、オンライン利用率が31%と、非常に低い数字だと思っております。このオンライン化に関しましては、2021年9月にデジタル庁が発足し、様々な施策を実施していると理解しております。この登記事項証明書の省略も、デジタル庁の「オンライン化を実施する行政手続の一覧」を拝見すると、そちらにも記載されておりました。おそらくこれに即した施策ではなかろうかと理解しております。

そこで最初の質問ですが、オンライン利用率を高くするための改善策について、デジタル庁の「行政手続の一覧表」の資料の中に、デジタル化のための施策が書いてあります。テーマは「情報システムの整備に当たり講ずべき施策」ということで、一つは「デジタルデバイドの是正」、もう一つは「国民への広報」ということがこの資料に書いてありました。

デジタルデバイドの是正の説明を読みますと、「経済的な理由等によりオンライン申請を行えない利用者が、行政機関の窓口で、職員に操作方法等の支援を受けながらオンライン申請を行えるようにする」という施策が例示されておりました。少なくとも東京法務局に伺ったときには、こういったものは拝見できなかった気がするのですが、こういったことをしているのかどうか、これはデジタル庁のある意味、推薦というのでしょうか、こういった施策を実施したらどうかということだと思っておりますが、それが1点目です。

また、国民への広報については、これも同じ資料の中で、「オンライン申請の利用促進のため、SNS、動画、ウェブサイト、テレビCM、ポスター、パンフレット、リーフレット等を活用した広報を行う」ということが書いてあります。ホームページがあることは資料の中でも拝見できましたが、このような広報を実際どの程度実施しているのかということが2点目です。以上2点が大きな質問の一つ目です。

次に、大きな質問の二つ目ですが、供託通知書の発送請求の廃止に関してです。これも現場で拝見し、確かに利便性という点では、これによってオンライン一通が図られるのですが、利用者の心理的抵抗、今一番数が多い「家賃の供託」に関しても、相手方とトラブルになっているわけですから、そういったとき、その相手に自分から供託通知書を発送することは、やはり心理的抵抗が大きいのではないかと思います。そういった点で、利用者アンケートを取るなどして、利用者の声を聴くこと、単にオンライン化がいいということだけではなく、そういうことも含めて考えた方がよろしいのではないかとということで、利用者アンケートは取っているかどうかということが二つ目の質問です。

以上です。

官房長 それでは、民事局、説明をお願いいたします。

説明者（民事局） それでは、お答えさせていただきます。まず、デジタルデバイドの対策というところで、窓口等々で、例えば、使い方がよく分からないといった方に支援をする方策など、考えられるというところについてです。東京法務局、御覧いただきまして本当にありがとうございます。実際見ていただいたところ、その場では特段そういった部分が目に入らなかったということではありますが、相談に対する対応は、法務局の方でも行っております。そういった相談において、デジタル面での利用の仕方がよく分からないといったことがあれば、適宜御説明をさせていただいているところでもあります。

また、2点目にもつながっていくことかと思いますが、オンラインでの利用を含めまして、ネット上でそういった情報の提供をすることを取組として進めているところです。ウェブサイトにつきましては、正に供託制度そのものの御説明から、オンラインでの利用の仕方といったところについて、ホームページ上で御案内をしております、そういった御案内をしながらオンラインでの利用の仕方を説明するというところです。

また、文字だけですとよく分からないというところもありますので、動画を作成しております、この動画を御覧いただいて、供託制度あるいはデジタル面での利用の仕方の注意点などを御理解していただくといった取組は少しずつ進めているところです。

続きまして、大きな質問の2点目についてです。御指摘いただきましたように、供託通知書の発送請求の制度をどうするのかといったところは、単なるデジタル対応が進むからというだけで済むものではないと当方も認識しています。その中では、利用者の声をしっかりと把握することが必要になると想定しておりますが、廃止するかどうかというところにつきま

しては、今正に、論点になり得るということで検討を始めたところです。利用者からのアンケートにつきましては、今の段階では取っておりませんが、当然ながら必要になるだろうと、話も伺いまして、認識を新たにしたところでもあります。

以上です。

官房長 井上委員、よろしいでしょうか。

井上委員 ありがとうございます。

官房長 続いて、お手が上がった順でお願いしたいと思いますが、大屋委員にお願いしたいと思います。

大屋委員 大屋です。御説明ありがとうございました。まず、一つは確認的な御質問なのですが、この供託手続について頻繁に利用するようなタイプの利用者が多いのか少ないのか、それから、登記の場合には、例えば司法書士が専門職として関与することがかなり多いと思うのですが、そういった専門職が考えられるかどうか、この2点について、まず伺えればと思います。

官房長 では、民事局、説明をお願いします。

説明者（民事局） ありがとうございます。まず、この利用者の層といったものですが、正に今御指摘いただきましたように、登記との比較ということで申し上げますと、登記のように司法書士がほぼ全件代理しているといったことにはなっておりません。また、先ほど御説明しましたように、供託の種類が種々様々分かれておりまして、それぞれの供託ごとに、何度か利用されるといった方が想定されることがあるのではないかとこのところではあります。

例えば、家賃に関する供託になりますと、不動産の管理会社がやってこられるというところがあります。また、執行供託におきますと、差押命令の送達を受ける、典型的な例でございますと、銀行が預金の差押えの送達を受けたりしますが、そういったところが絡んでくるというところもあります。また、選挙の供託であれば選挙に出られる層ということで、一定のチャンネルがあることは想定されるのですが、登記と同じほどの、何と申しますか、マスの利用者層は想定しにくいというのが実情であろうかと思っております。

以上です。

大屋委員 御説明ありがとうございます。そこがやはりポイントだと思ひまして、「供託ねっ」と軽く拝見しましたけれども、やはり独自のシステムですので、頻繁に利用しない方にとっては学習コストの方が上回ってしまう可能性が高い。それから、特に払渡しを受ける側はかなり厳格な身元確認をしないといけないということで、電子証明書の取得などの負担も大きい。専門職が介在している場合には、その方にとっては頻繁利用になりますので、オンライン化を進めるメリットが大きいわけですが、そういう方も考えにくいということで、根本的にオンライン化が進みにくい構造になっているということは踏まえておく必要があるかと思ひます。

その上で、こういった場合に、例えば銀行の預金の場合には、御承知だと思いますが、ATMやオンライン手続で利用料に差をつけることで、オンライン化の方向に誘導しているところですが、この供託についてはある種、政府の行政サービスであるにもかかわらず無償で提供されているというところがあるので、そこで差をつけることにより経済的インセンティブをつけるということをやりにくい、こういうことが少し構造として指摘できるかと思ひます。

その上で、一つは、大きな話にはなるけれども、やはり受益者がいる以上、利用料を徴収するという事を考えられてはどうかというのが第1点。もう一つは、やはり、どれぐらいカバーできるかの問題はありますが、独自のシステムで身元確認をしているので負担が大きいというのがありますから、例えばマイナンバー制度による公金受取用口座を結び付けることによって、多少なりともその負担を減らすというようなことはお考えになったかどうか、この2点について伺えればと思います。

説明者（民事局） ありがとうございます。2点御質問いただきましたけれども、まず一つ目の、供託手続に係る利用料に関して、今御指摘いただきましたように、法律で手数料を取るといった形になっていませんので、いわゆる受益者負担といった仕組みにはならず、全国民が負担するという形になっております。これは、そもそも制度発足当時からそういった整理になっているところですが、供託もそれこそ様々な局面で使われるといったところがあります。弁済供託につきましても、当事者間での紛争が非常に深刻になった局面で使われる、そういったものでして、最後のラストリゾート的な使われ方もするところがあります。また、そのほか、選挙の局面もそうですし、営業者の局面もそうですが、秩序維持といったところなども法的な効果としてにらみながらこの供託制度はできておりますので、そういったものについて受益者負担を導入することにつきましては、慎重な検討が必要と所管部局としては感じているところです。

続きまして、2点目の御質問についてですが、御指摘いただきましたように、特に支払の場面におきましては本人確認が非常に重要ですので、オンラインでこれをしようといいたしますと、どうしても電子署名等が必要になるといったところで、少しでもこのシステムの使いにくさといったものを改善することは大事だろうと思っております。

もちろん、マイナンバーカードを使っての認証を少しでも使いやすくしていくという工夫などは、これからも必要だろうと思っておりますし、御指摘いただきましたけれども、マイナンバー制度全般、様々な利用の仕方も変わってきておりますので、そういったところについてははしかるべきキャッチアップをして、供託だけに限らず、登記も含めて同じような部分がやはりあるかと思いますが、しっかりとユーザーの皆様の使いやすいようにというところは心がける必要があると認識しております。

大屋委員 結構です。

官房長 ありがとうございます。

続きまして、松村委員、お願いしたいと思えます。

松村委員 松村です。発言します。先ほど、大屋委員が言われた最初の点と関連していると思えます。事前説明でも同じことを言って説明を受けたのにもかかわらず、私は納得していないので、もう一度繰り返させていただきます。

供託通知書の発送請求の廃止の検討に関してです。慎重にということもありましたが、このときに、その手数料を取ることにはできないのかという質問に対して、先ほどのような回答、法律には手数料が明記されていないので法改正をしないと手数料は取れないという回答に、法律の専門家ではない私が法務省の方の回答にクレームをつけるのはとても勇気が要るのですが、私はその回答に全く納得していないのです。

供託通知書の発送請求の廃止を行政のレベルで検討することができる。ということは、これは少なくとも経済学的にいえば、供託通知書の発送請求の廃止は無限大の手数料を取るの

と同値になる。行政の裁量で実質的に無限大の手数料を課すことが可能なにもかかわらず、ある意味でごくマイルドな、コストベースという大変なのですが、その郵送料及びある種の人件費に対応するマイルドな手数料を行政の裁量で取ることができないという発想は、やはりかなりおかしいのではないかと、私はとても疑問に思っています。

法律で行うことが明記されているものに関して、法律に手数料が明記されていないにもかかわらず手数料化するのにハードルがあるという説明は、まだ理解できる。しかしこの発送請求自体は、ある意味で行政の裁量で変えられるもの、廃止すらできるもの。行政の裁量で廃止できるものに対して、法律ではっきりと手数料が取れると書いていないからといって、その手数料を取ることができない、料金を取ることができないという発想自体が、私はかなり変だと思います。もしこれが最終的に廃止することを選択肢の一つとして検討されるのだとすれば、もう一つの選択肢として、それなりの手数料を取り、オンラインの方に誘導していく、あるいは行政のスリム化に協力していただく、けれども、本当にどうしても必要な人、どうしてもこれを利用したいという人には道を残すという方が、その利便性としては明らかに廃止するよりはいいはずで、それが検討の対象にならないというのは、回答として私は納得していない。行政の裁量で廃止できるものに対して手数料が課せられないのかを、もう一度御説明いただけないでしょうか。

説明者（民事局） それでは、御説明を改めてさせていただければと思います。少し私の説明に拙い部分があったと、今お話を伺っていて思うところもありまして、もう一度改めて御説明を差し上げたいと思いますが、この供託通知書の発送に関して、御指摘のように手数料を取ること、これができるのかできないのかといえば、基本的には法律を改正すれば、もちろんできるということですので、政策的な選択肢として、先生が正におっしゃいましたけれども、全部廃止してしまうというのではなく、その分費用を負担する方については、手数料を取った上で存続させることも選択肢にはなるということですので。そこはそういうものと認識しております。

その上で、ではそういった施策の転換をするときに、この手数料を取るという部分について法律の根拠が何がしか必要なのではないかとこの部分につきましては、これまた今、御説明を頂いて、確かにそのような分析もできるということです。他方で、なぜ法律の根拠が要るだろうと、私どもの方で、そういうものだと受け止めているのかといったところについて、少し疑ってかかる必要もありますが、一般的に恐らくそのように説明されておりますのは、国民に直接的な金銭的な負担を課すという局面においては、租税ではもちろんありませんので、租税法律主義といった考え方は、ここでは直接はありませんけれども、やはり法律に根拠を置くのが適切だろうと、私どもとしては認識していたところがあります。ただ、それが揺るぎないものなのかというところの御指摘だとすれば、申し訳ありませんが、そこまでの自信はないということです。

全体といたしまして、供託通知書の発送請求を廃止するだけが解ではないといったところは、御指摘のとおりであると感じているところですので、どういう方策を取っていくのかということに関しましては、利用者の皆様の御意見などもしっかりと伺った上で、慎重に進める必要があると感じた次第です。

以上です。

官房長 松村委員、どうぞ。

松村委員 誠に申し訳ありませんが、もう一度確認させてください。供託通知書の発送請求の廃止をするためには法改正が必要なのでしょうか、法改正なしでもこれを行うことが可能なのでしょうか。私が聞いたかったのは、廃止が法改正を伴わなくてできるのにもかかわらず、なぜ手数料の導入が法改正をしなければできないのかという点なのですが。

説明者（民事局） まず1点目の、供託通知書の発送請求の廃止自体、これ自体は、そもそもこの発送請求の仕組み自体が法務省令で定められており、法律よりも下位の法規範でできておりますので、その法務省令を改正するといった形で法形式的には実現が可能だということになります。

手数料の負担に関しましては、手数料全般において、この手数料というよりも、供託なら供託というシステムの手数料について、その手数料を、例えばよくあるパターンですと、政令で定めるところに従って取りますといったような規定が法律に置かれることが多いという中で、今申し上げたようなところに現状なっているということになります。

松村委員 しつこくて申し訳ないのですが、これを法務省令でやると言っているわけですよね。法律でやると書かれているものに関して、手数料を勝手に入れることができないということとはとてもよく分かるのですが、法務省令でのみやると定められているものを、なぜ法務省令で手数料を取ると変えられないのかという点がよく分からないと言っているのです。

大屋委員 松村先生、すみませんが、それは法律学的にはやはり無限の手数料と整理しないので、やむを得ないと思ってください。直接的な手数料の徴収と制度の廃止は、我々法律の分野で同じように扱いませんというのがスタンダードな答えだと思います。

松村委員 法学では廃止という利用者にとって厳しい措置が、手数料を取るというより利用者に影響が軽微な措置より簡単にできると整理されていることは分かりましたので、もう結構です。

官房長 松村委員、よろしいでしょうか。

すみません、茶野委員、次に御発言をお願いいたします。

茶野委員 ありがとうございます。

それでは、私自身は非常に経験も狭いものですから、供託ということ自体に余り関与したことも全くなく、そういう意味では限られた人というか、そういう状況に陥った方たちが利用するというのであれば、国民に対する広報というよりは、本当に必要な人に対して必要な情報が与えられているという、そういう広報の在り方が必要だろうと思っておりまして、国民に対して広く呼び掛けということよりは、供託をしなければならないという切羽詰まった方々にしっかりと分かりやすい説明をすると、そのように少しマインドセットを変えられた方がいいのではないかと、これは私のコメントであります。

それから、オンラインの場合ですと、窓口業務と違って場所が規定されないと。何を言いたいのかというと、恐らくオンラインの担当という部署が全国に1か所で可能なのだろうと思うのですが、そのように集中化することによって、そこで専門性を高め、サービスをもう少し拡充する、例えば、今の利用可能な時間が窓口よりは若干長いという御説明がありましたけれども、それをもう少し長くすることによって、もう少し利用しやすい人が出てくるのではないかと、そういった工夫、メリハリを持った、オンラインという特性を利用した工夫というものを少し考えていくやり方があると思うのですが、そのことについてどう思わ

れるかということが私の質問です。

それから、もう一つ、今回の論点とは外れてしまうのですが、この前からの御説明ですと、供託というものがいろいろなケースがあって、この前の宗教関係のものなど社会状況の変化によって、またいろいろなものが供託制度に関わってくるという御説明がありました。

確かにオンライン化を進めることよっての効率化ということも一つ、必要なことであるとは思いますが、根本的にはいろいろ複雑になったものを、お時間掛かって大変だとは思いますが、見直して、この供託制度というものをどのように捉えるか、今、類型等の御説明は大体分かったのですが、いろいろなケースでの御利用があるといったときに、やはりその担当の御負担等がたくさんあるということもおっしゃっていたように理解をしましたので、そういうところの根本的な制度の見直しも一つ、一度視野に入れられるといいのではないかと、これは私のコメントです。

以上です。ありがとうございました。

官房長 民事局、お願いいたします。

説明者（民事局） ありがとうございます。頂いたコメントをしっかりと受け止めて、考えていきたいと思えます。

その上で1点、御質問の部分、オンラインの特性に応じた対応方策を考えるべきではないかというところについてです。おっしゃるとおりで、やはり政府全体で、デジタル対応をしっかりとやらなくてはいけない、オンラインでの申請をしっかりと受け止めていく必要があるというところではあります。そういった中において、サービスの質をできるだけ上げていくためには、デジタルの活用といったものは非常に大事だと思っております。利用時間が窓口よりもオンラインの方が長くなっております。これを更に長くするためには保守経費が上がるという部分をうまくクリアしていく必要が当然出てきますが、しかるべき努力をして、オンラインでの利用時間を高めていくことが大事だと思っております。

また、先ほど相談対応を法務局の方でしていると御説明をしましたがけれども、そういった相談対応については、ウェブ会議形式での相談対応を全国の法務局で始めつつあるというところでは、そういったものも含めて、少しでも利用しやすくといったところはしっかりと取り組んでいく必要があると認識しておりますし、これからも着実に進めていきたいと考えております。

以上です。

茶野委員 ありがとうございます。

官房長 よろしいでしょうか。

審議の途中でして、次は竹澤委員に御質問を頂きたいと考えておりますが、時間の関係もありますので、お伝えしておきたいと思えます。審議をしながら結構ですので、事前にお送りしたコメントシートへの御記入をお願いしたいと思っております。御記入が完了したら、事務局宛てにメール送信をお願いしたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは竹澤委員、お願いいたします。

竹澤委員 ありがとうございます。私も1点目は供託通知書の発送請求のところなのですが、こちらの廃止の検討をされているというのは、この手続を切り離すことによってオンラインの方に誘導し、オンラインの利用率を高めるという意図だと理解したのですが、それでは

しいのかどうか。そうだとしたときに、このオンラインというのも利用者の利便性を向上するための仕組みだと私は理解したのですが、この請求の仕組みを廃止すると利用者の利便性は損なわれるといったところで、何というのでしょうか、改善ではなく、これはどちらかというところだと改悪になるのではないかと受け止めてしまったのですが、なぜそういった廃止の方向での検討になるのかというところが少し、私にはよく分からなかったところでして、これは、むしろその制度を維持した上でオンラインにもなじむような形で変えていくということではできないのか、先ほどの手数料のところは法律のハードルがあるということは理解しました。しかし、手数料についても、法律を改正してしまえばいいのではないかと思いましたが、法律の改正が大きなハードルなのだとする、そうではない形で、例えば、郵送というところなので、なかなかオンラインだけで完結するというような解決策というのは難しいかもしれないのですが、利用者の方の利便性を維持した上で解決をしていくという方向での検討はされないのかということが1点目です。

2点目は、費用対効果なのですが、先ほど大屋先生から御指摘があったように、余りリピーターとしては多くないというところだとしますと、これをオンライン化することによる費用対効果というか、オンラインにすることによって削減される費用はどのくらいあるのかと、どういうものとして試算されているのか。費用の削減と、もう一つは利用者の利便というところがあるとは思いますが、そのようなコスト的な評価をどのように考えているのかというところをお伺いしたいと思います。こちらのシステムの経費自体はデジタル庁の方で計上されているということで、今回からは入っていないと聞いていますが、それなりの金額、7億円でしたか、それほどの金額が掛かっていると理解していますので、その検証はされていると思いますので、そこを御教示いただければと思います。

以上2点です。よろしく申し上げます。

官房長 民事局、説明をお願いします。

説明者（民事局） まず、1点目ですが、おっしゃるように、これはオンラインへの誘導にもなるところですが、御指摘のように、他方で利用者にとっての利便性が少し下がるのではないかとこの部分があると思っております。この点に関しましてはある意味、本来法律自体が想定するところでは、供託をする供託者御本人にやっていただければよいものにつきまして、行政の方であえて追加的なサービスを提供しているわけですが、希望する方、されない方の公平ですとか、行政のスリム化といった観点も併せて、一つの施策として考えられないかといったところを考えているところです。

実際に供託通知書の発送請求の廃止を進めることになりましたら、供託をする方が供託の通知をどのようにすればいいのかといったことなど、いろいろと御疑問に思うところがあるかと思っておりますので、当然ながら、併せてそういった方に対して対応をして差し上げることも考えなくてはいけない部分になってきますことから、そういったところを相対的に見た上で、やるべきかやらないべきかといったところは検討が必要だろうと感じております。

2点目の費用対効果の部分ですが、御指摘を頂きましたように、システム関係の予算につきましては、デジタル庁の方で一括計上されておまして、令和5年度は7億8,000万円という予算額になっています。こちらについてのコストに係る部分ですが、別の者から説明させていただきます。

説明者（民事局） 費用対効果の関係ですが、供託事務の運営の資料の6ページのところに記

載させていただいているのですが、オンライン化のメリットということで、利用者側のメリット、左側と右側に分かれておりまして、供託の申請の場面と、供託金の払渡しの場面で、それぞれ供託の利用者側のメリット、経済的なメリット、利便性のメリットがまずありまして、その下に供託所側のメリットがあるのですが、こちらの方については、具体的な、例えば金額ベースで出すことはなかなか難しいのですが、オンライン化により一部の事務作業が不要になるということから、現在、供託の関係法令の増加や、供託所が非常に少なくなっていることで、事務負担が多くなっているところ、これらを賄うことができる職員が適正かつ迅速な処理ができるというところに資するのではないかと考えております。

細かいところでいいますと、今回の、仮に供託通知書の発送をやめるということになると、封筒代等を我々の方で賄っておりますので、そこが廃止されることで、金額的には200万円ほどの金額、これはオンラインに限りませんが、オンライン、書面申請に共通ですが、そういった金額はあります。ただ、オンライン自体の費用対効果、供託所側のところについては、金額は出しておりません。

以上です。

官房長 竹澤委員、よろしいでしょうか。

竹澤委員 ありがとうございます。そういう意味では、削減効果のところについても、利用者側のメリットのところについても、数値化はされていないということですね。ありがとうございます。

官房長 ありがとうございます。

現在、先ほどのコメントシートの取りまとめの作業中ですが、委員の皆様から追加で御質問や御意見等がありましたら、是非よろしく願いいたします。ありますでしょうか。

特段なければ、現在コメントシート取りまとめ作業中ですので、今しばらくお待ちいただければと思います。よろしく願いします。

(取りまとめ)

官房長 それでは、井上委員から取りまとめコメント案の提示をお願いしたいと思います。

井上委員 取りまとめが終わりましたので、取りまとめコメント案の提示をさせていただきたいと思います。

いろいろと有益な改善案が出されましたので、本日の御意見を是非、参考にして、今後とも検討していただきたいと思います。全てのコメントを御紹介できないのですが、代表的なコメントとして、大きく分けてオンライン化に対するコメントと、供託通知書に関するコメントがあったとっております。

まず、オンライン化に関するコメントですが、利便性に関してのコメントとしまして、「複数回の利用者、媒介的な機能を果たす専門職の双方が欠けているため、単独のオンライン手続を整備しても学習負担を上回るメリットが得にくく、オンラインへの移行が進まない。利用料が設定されていないため、オンライン手続の場合に利用料を割り引くなどの経済的なインセンティブも設定し難い。このハードルが高いと、オンラインのメリットが得にくい」という意見がありました。

もう一つ、代表的なコメントといたしましては、「オンラインである場合、窓口対応は必

要としないため、対応を特定部署に集中し、対応可能な時間を長くする、サービス機能を更に充実させる等、よりオンラインを利用しやすい環境を目指していただきたい」ということで、これは時間の延長による利便性というところがコメントとしてありました。

次に、広報に関しまして、一つは、「この周知広報について、オンライン利用率向上のためのSNS、動画、ウェブサイト等の活用がまだ十分行われていないということで、こういったものをある程度ターゲットを絞って検討して今後取り組むべき」というコメントがありました。

三つ目に、費用対効果です。「今後の政策導入に当たっては、改めて費用対効果の検証をした上で検討いただきたい」ということで、大きく分けて、オンラインに関しては、利便性、広報、費用対効果の三つに関してコメントを頂きました。

次に、供託通知書についてですが、一つは利用料の点で検討すべきというコメントがありました。「郵券の預託でなく郵送料相当の費用を徴収すること、マイナンバー制度など類似のシステムと結合させることでUX、UIを向上させることができないか、受益者のいる行政サービスとして一定の利用料を徴収し、オンラインの場合に割り引くなどの制度とすることでDXを推進することができないか検討すべきである」という御意見がありました。また、利便性の点で、「供託通知書の発送請求については、利用者の利便性を十分考慮した上で改善策を策定していただきたい」というコメントがありました。

以上、通知書のコメントに関しては、利用料と利便性というふうに大きく分けられるものと思っております。

各外部有識者の方のコメント及び質疑、議論の内容を総合的に勘案し、取りまとめコメント案といたしましては、オンラインに関して、一つ目は、「利便性について、学習負担等を含めた利用のハードルを下げる、かつ受付時間を拡大する等の利便性を高める、そういった改善をすることを検討していただきたい」、二つ目は、「広報について、よりオンライン利用が向上するような広報のやり方を考えていただきたい」、三つ目は、「費用対効果の測定について検討いただきたい」ということです。通知書に関しては、一つ目は、「利用料について、法改正も含め、どうあるべきか検討をするべきである」、二つ目は、「利便性について、しっかりと利用者の利便性を考慮した施策として検討すべき」ということにしたいと考えております。

官房長 今の取りまとめコメント案に関しまして、御意見等がある方は御発言をお願いいたします。

井上委員 御意見等もないようですので、本事業の取りまとめコメントは当初の案どおりとさせていただきます。

事業所管部局におかれましては今後、概算要求に当たり本結果を活用していただくようお願いいたします。

官房長 ただいまの取りまとめコメントを踏まえて、民事局においては事業の見直しや概算要求への反映について検討を進めてください。

以上をもちまして、「供託事務の運営」の審議は終了といたします。ありがとうございました。

ここで説明者の入替えがありますので、約2分間の休憩とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

(休 憩)

官房長 それでは、審議を再開いたします。

議題2の「出入国管理業務の実施」について御審議をお願いいたします。まず、出入国在留管理庁から説明があります。

説明者（出入国在留管理庁） 入管庁の総務課長をしております大原です。よろしくお願いたします。私の方から、配布しておりますレビューシート、それから令和5年度外国人受入環境整備交付金の概要について、及び外国人受入環境整備交付金補足説明資料について御説明させていただきます。

まず、レビューシートの1ページを御覧いただきたいと思っております。シートの上段にありますとおり、事業名、出入国管理業務の実施について記載しております。本事業の概要であります。本事業は中段の事業概要のとおり、今回御議論いただきます外国人受入環境整備交付金に関する受入環境整備と在留支援のほか、出入国の管理、在留の管理、不法滞在者等の退去強制、難民の認定も含んだ幅広い事業を実施するものです。1ページの中段には、本事業全体における予算額執行額の記載があります。令和4年度の予算額につきましては、当初予算及び補正予算等を合わせまして約120億9,500万円、執行額は約114億4,600万円です。なお、この金額には今回御議論いただく外国人受入環境整備交付金経費のほか様々な経費が含まれておまして、外国人受入環境整備交付金の予算額は令和4年度、5年度ともに11億円となります。

続きまして、「令和5年度外国人受入環境整備交付金の概要について」と題する資料を御覧ください。1枚のものです。外国人受入環境整備交付金は、概要の冒頭、目的のところに記載のとおり、在留外国人が在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て、子供の教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供・相談を多言語で行う一元的相談窓口の設置・運営に取り組む地方公共団体を支援し、多文化共生社会の実現に資することを目的とし、全ての地方公共団体を対象としております。

続きまして、補足説明資料の方を御覧ください。資料の2ページですが、本交付金の制度創設の概要、経緯に係る記載があります。本交付金は平成30年12月に、外国人材の受入れ・共生のための取組をより強力に、かつ包括的に推進していく観点から、政府が決定した外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策を受け、創設されたものです。

次の3ページには、創設後の主な制度改正及び特例措置をまとめております。入管庁におきましては、本交付金の創設後、制度の見直しを続けるとともに、必要に応じて新型コロナウイルス感染症対応やウクライナ避難民対応に係る特例措置を講じてまいりました。

続きまして、資料5ページは交付条件に係る記載です。本交付金の条件の一部をお示しておりますが、上から三つ目の多言語に係る条件につきまして、11言語以上の対応としております。多言語対応の方法としては、通訳人を雇う以外にも電話通訳や翻訳機を活用することも想定しております。

引き続き、6ページは交付対象についてです。交付金の対象事業は整備事業と運営事業の二つに分けております。整備経費として、相談カウンターを設置経費などのほか、パンフレットの多言語化のための経費などが対象となり、また、運営経費として、ランニングコスト

のほか相談員の研修会への参加に係る経費などが対象となります。

続きまして、7ページですが、交付率等についてです。交付率について、整備事業は必要経費の10分の10、運営事業は必要経費の2分の1です。また、交付限度額について、基準や金額は整備事業、運営事業で共通ですが、整備事業の交付限度額は運営事業と異なり、過去の交付額を含めて算出することとしております。

8ページは、共同方式について記載しております。共同方式は、複数の地方公共団体が一元的相談窓口を共同で設置運営するものです。この共同方式の活用により、経営負担の軽減や相談対応の質の向上などが期待できるものと考えております。

資料の10ページですが、交付金事業の一年の流れについて記載しております。こちらに交付金の執行に係る手続とともに記載しておりますように、各地方公共団体への一元的相談窓口の活用に向けた有効な活用事例に係る情報の提供や、地方公共団体を対象とした研修なども実施しております。

次の11ページからは、交付金の交付実績や一元的相談窓口における相談受付件数や相談内容について記載しております。

また、資料の最後、13ページですが、交付金事業の推移について、これまでの交付決定団体数及び交付決定額をグラフに示しております。

入管庁からの説明は以上となります。何とぞ御審議のほど、よろしく願いいたします。

官房長 続きまして、論点等につきまして会計課長から説明があります。

会計課長 それでは、議題2、出入国在留業務の実施について、論点と考えられる事項について御説明させていただきます。資料14ページの論点等整理シートを御覧ください。

外国人受入環境整備交付金事業は、地方公共団体が外国人に対し生活に関わる様々な事柄に関する情報提供や相談対応を行うための一元的な相談窓口を設置、運営するに当たり、その経費の全部又は一部を交付金で負担するものであります。地域における外国人の受入環境整備を促進し、多文化共生社会の実現に資することを目的としております。

本交付金事業は、平成30年度の事業開始から既に5年が経過しているところ、地方公共団体におけるニーズに対応するためには支援内容の見直し等について改めて検討する必要があると考えており、論点としまして大きく以下の3点が考えられます。

まず、一つ目は交付金の交付要件及び交付金対象経費についてです。地方公共団体のニーズを踏まえ、交付要件及び交付金対象経費についてどのような見直しを行っていくべきかといった点が論点になるのではないかと考えられます。

二つ目は、交付金事務についてです。地方公共団体の負担軽減のために、事務手続において見直すべき点はないかという点が論点になるのではないかと考えられます。

三つ目は、交付金の予算規模についてです。事業開始から5年が経過しているところ、窓口の効果的、効率的な運営等の視点から、交付金の予算規模は適正かといった点が論点になるのではないかと考えられます。

以上が、「出入国管理業務の実施」に関しまして論点になるのではないかと考えている点です。

官房長 それでは、本件の御審議をお願いしたいと思います。説明者は質問に対し、簡潔明瞭にお答え願います。

御質問はありますでしょうか。井上委員、お願いいたします。

井上委員 御説明ありがとうございました。今の論点とは直接関係するところではないのですが、論点の前段階の少し大きな話で、2点ほど御意見申し上げたいと思います。この施策は平成31年から公募がスタートしたまだ歴史が浅い施策であると理解しています。こういった場合、質と量、両方の観点から検証が要るのではないかとということで、まず量についての意見を申し上げます。交付決定団体数が238という御説明がありましたが、直感的に少ないのではないかと思います。

こういった関係の資料がないかということで、いろいろ拝見しましたが、一つ参考になりそうなものとして、総務省の中国四国管区行政評価局が去年の10月に出した「外国人向け相談体制の整備に関する実態調査」の結果報告書がありました。これは中国地方での相談窓口、一元的な相談窓口の整備状況等を報告したのですが、この資料によると、中国地方107市町村のうち外国人が500人以上在留している市町村は39、そのうちの19で外国人相談窓口が設置されているとされており、割合は約50%です。未設置の20市町村がありますが、これも理由が書いてありまして、それを読みますと、「相談窓口を設置する需要が見込めない」であるとか、確かにこれは窓口を設置しなくてもよいのではないかと理由が述べられておりました。

ということで、この報告書からだけでも約50%が実態として窓口が必要だということがデータとして出ておりました。今、日本で市町村というのは2,000近くあるわけですから、その半分、1,000という数字で設置する必要はないと思いますが、なぜかという、外国人の数が分からないので。ただ、こういった資料を使って具体的な目標設定というのでできるのではないかと思います。

今日の資料の4ページ目のところでも、具体的な目標のところはほとんど書かれておりません。例えば長期目標にしても、「今後の社会情勢や在留外国人の推移に依拠するものであるため、最終的な目標を定めることは困難」ということになっています。最終目標は難しいかもしれませんが、現段階での目標は立てられるのではないかと思います。

私の手元には古いデータしかありませんが、例えば、2016年に在留外国人数が500人以上の市町村が517あるということを「消防防災科学センター」の方で資料を出しています。この半分であれば例えば260団体、今、現状が191なので、大体73%ということで、やはりまだ足りないのではないかと推測ができると思います。こういったいろいろなデータがおそらくあると思うので、そういったものを法務省がリーダーシップを発揮して、正にこれはEBPMですので、EBPM的に目標設定をして実施するべきだというのが1番目の意見です。

2番目の質についてですが、これも出入国在留管理庁が去年の12月26日に出された「外国人との共生社会の実現に向けた取組」というのを拝見しました。ここで細かい調査をされていて、基礎調査、その中で情報入手・相談、正に窓口に関する「情報入手・相談で困ったことは何か」ということをアンケート調査されています。その中で、情報入手の困り事として一番多いのが、「多言語での情報発信が少ない」が34%、「相談する際の困り事」として、「どこに相談すればよいか分からない」が31.5%、こういったデータが、正に今御説明いただいた出入国管理庁の方で取られているわけですので、具体的には自治体は実際はおやりになるとしても、やはり法務省が、これも一つのEBPMであると思いますので、こういうものを利用して指導力をもって、各自治体の施策の質の向上というものにも

っと力を入れるべきではないかと、これが二つ目の意見です。

官房長 入管庁、説明をお願いします。

説明者（出入国在留管理庁） では、お答え申し上げたいと存じます。

まず、最初の御意見、量について、238というものが非常に少ないのではないかと、このようなお話であったかと思えます。私どもも日本の地公体2,000弱、1,780幾つあるということは、これは承知させていただいております。確かに数の上では、それを比べると、そういうようなところはあろうかと存じます。そうではあります、私ども、本交付金そのものの制度創設当初においては、まず多く集中しているところ、一定数以上外国人の方が集中しているところ、そういったところから中心にやっというこで、初めに111団体をセレクトしまして、そこから、111団体のところのうち95団体ができ、そうすると対象を111団体から全地公体に拡大しようということによって拡大させていただいていると。それで、今までここまでできているというところでは、

私どもといたしましては、都道府県で見ると既に、今年度は全ての都道府県の方に交付決定させていただいておりますので、その意味においては、交付金を受給した上で開いている一元的相談窓口というものは全ての都道府県にできているというところまで来ていると思えます。そして、更に市町村の方に目を向けていきますと、大体5,000人以上の外国人の方がいらっしゃる、5,000人というところは、総務省が行っている住民基本台帳、そちらの方の資料の数に依拠しているのですが、5,000人以上いらっしゃる市町村、そこについては大体7割方、交付金を受給いただいているというのが現状です。

更に御指摘のとおり1,000人のところまで広げるとどうかというと、1,000人以上のところについては、まだ3割ぐらいしかできていません。交付金の性格上、この基金は地公体の方からの申請に対してこちらの方で交付決定をさせていただくと、こういうスキームになっております。したがって、私どもといたしましても、例えばPRといいますか、こういう交付金がありますということだけをただ単に言うだけではなくて、例えば、そういった交付関係の申請をするための書類というものは全ての地公体の方に発送させていただいております。そして、併せてホームページ等での情報発信といたしまして、先行している地公体がどのようなきっかけで一元的相談窓口を作ったのかというようなことを発信させていただいて、地公体の方々に、「そういえばうちもそうだよね」という気付きの点を与えるといいましようか、そういう点を指摘させていただいたり、あるいは、「ではやってみようか」と思われた方々がいらっしゃる時に備えて、例えば設置までの手続であるとか、あるいは先行された自治体の方でどのようなことをやってきたのか、あるいはどういう点を工夫してきたのか、そういったことについて、あるいはその後、設置した後の取組例について情報を提供することによって、更なる一元的相談窓口設置の促進に向けた取組、情報提供をさせていただいているところでは、

次に、二点目についてです。質について、私どものこの一元的相談窓口は、交付金をお渡ししてお作りいただいたらそれで終わりということではなくて、こちらの方については継続的に支援をさせていただいております。それは金銭的支援である交付金のみならず、それ以外の「人」といいましようか、情報といいましようか、そういった支援もさせていただいております。

例えば、先行されている地公体における取組の事例をアンケートで聞いて入手しましたら、

「こういう取組をやっています」ということを紹介させていただくことによって、地公体同士がお互いの経験に学び合う、そうすることによって相談の質が上がっていくのではないかと考えております。

また、私どもの方、当然、入管庁ですので、在留資格であるとか、そういった入管の手続がいろいろあります。地公体からの要望に応じて研修にお邪魔して、研修講師という形で、様々なノウハウについていろいろと研修をさせていただくであるとか、あるいは入管の職員がその一元的相談窓口にお邪魔しまして、実際に相談する担当者として相談業務のお手伝いをさせていただくなどして、質が上がっていくような取組をさせていただいております。

以上です。

井上委員 1点だけ、すみません、コメントさせてください。平成30年7月24日に「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」が設置され、法務省に「外国人の受入環境整備に関する総合調整機能」が付与されました。法務省がリーダーシップを取って、受入環境整備をしろということが、おそらく、国の意向であると思います。ということであれば、今御説明いただいた全般的な印象は非常に受け身であり、自治体から何か言ってくるまで、主体的に何かするという積極性がない感じがしました。私はリーダーシップを取ってやるべきだと思っておりますが、これだけの役割を与えられているにもかかわらず、その辺りが少し足りない気がするので、そのリーダーシップという点をもう一度考えながら、新たな施策に生かしてもらいたいと思います。回答は結構です。

官房長 続きまして、竹澤委員、お願いいたします。

竹澤委員 ありがとうございます。この施策は、これからの日本を考えると非常に大事な施策ではないかと思っております。是非これからも一層充実させていただきたいと思っておりますが、井上委員から最後に御指摘があったところと重なりますが、やはり御説明いただいたところを踏まえると、地方自治体の方のイニシアチブといったところを前提としている形に聞こえておまして、これをもう少し法務省の方で主体的に、全体としてどうやっていくのかというところの戦略といいますか、方針といったところを取りまとめていかれるのがよいのかなと思っております。

例えば、窓口というところもオンラインで設置するというのであれば、ある程度の単位でまとめることもできると思いますし、一元化することもできるかと思っております。電話、チャットでということであれば、必ずしもその場所にいる必要はないかなと思っておりますし、また翻訳、多言語といったところも結構、翻訳ソフトですとかそういったところ、使えるものが増えておりますので、そういったものを上手に活用していくこともできるかと思っております。そういったところは一元的に対応していくという方が効率的でありますし、ほかの技術とか、そういったほかのコストとか、そういった観点からもメリットがあるものであろうと思っております。

その一方で、フィジカルにリーチアウトしていくというところは、やはり必要なのではないかと思います。それはニーズのあるところにニーズのある形で人を置いていくといったところが必要になってくるかと思うので、この二つをどう組み合わせていくかといったところを全体の計画を持って進めていただくのがよいと思っております。

すみません、質問ということではなくて意見という形になります。

官房長 入管庁、簡潔明瞭に回答をお願いできますか。

説明者（出入国在留管理庁） ありがとうございます。今、井上先生、竹澤先生から御指摘い

ただいたのは同じ方向性で、やはり入管庁がもう少し主体的に関わっていくべきだということと、それから、今まで我々の方で一元的相談窓口のニーズということのある程度、地方側からのオーダーに委ねていたと見られているというところに関して、しっかりもう少し全体の計画を持って考えていけという御指摘であろうかと思えます。御指摘の方は受け止めさせていただきますので、またよろしく願いいたします。

官房長 それでは、よろしいでしょうか。

審議の途中ですが、先ほどと同様ですが、時間の関係がありまして、お伝えさせていただきます。次は大屋委員、それから、その次に松村委員に御発言を頂きたいと思えますが、御審議をしながらで構いませんので、事前にお送りしたコメントシートへの御記入をお願いいたします。御記入が終わりましたら、事務局宛てにメール送信をお願いいたします。

それでは、大屋委員、御発言をお願いいたします。

大屋委員 大屋です。御説明ありがとうございます。緑色の資料で、こちらの12ページを主にお伺いしますが、こちらに令和3年度における1年間の相談件数の合計と出ておりますが、これは毎年きちんと把握している数字であるという理解でよろしいでしょうか。これを、まず前提として。

説明者（出入国在留管理庁） 少しお声が聞き取れませんでした。

大屋委員 緑色の資料の12ページで、令和3年度の相談件数52万1,699件というものが載っています。この種の数字は毎年、遅滞なく把握しておられるという理解でよろしいでしょうか。

説明者（出入国在留管理庁） はい、こちらの方は毎年、実施報告を頂いておりますので、そこで把握させていただいております。

大屋委員 あと、その下に相談内容別の内訳がありまして、やはり多様な相談が寄せられているので、これらの多くは、要するに対象となる窓口、税金であれば税務署であるとか県税事務所であるとか、そういうところを御紹介するという形で出口になっていると思えますが、そのような出口にきちんとたどり着けたかであるとか、相談の結果に満足したかというような調査は、これは把握しておられるでしょうか。

説明者（出入国在留管理庁） こちらの方、税金、医療、社会保険、年金、それから出産・子育てが書いてあります。それで、地方自治体の中におかれては、例えばそういった専門機関と一緒に合同相談会のようなものを開設したりしているところ、あるいは実際に税理士や社会保険労務士など、そういった方々に来ていただいて、相談に乗っていただいている例というのはあるようです。満足度の方については把握いたしておりません。

以上です。

大屋委員 ありがとうございます。レビューシートのアウトカム指標ですが、やはり窓口を設置して頑張ったというのはアクティビティとかアウトプットのレベルにすぎないので、相談窓口があることによって在留外国人の皆さんがどれぐらい相談に成功したか、つまり、必要な情報や窓口にたどり着けたかということを中心に数量的に把握して検討する必要があるかと思えます。ですから、そういう出口側の調査というものをしっかりと、それをアウトカム指標に盛り込んだ方がよろしいというのが第1点です。

もう一つ、多言語要件についてお伺いしますが、今、11言語以上ということで御設定をされていると承知しています。通訳機の利用も認めるというようなことなので、それなりに

柔軟になっているとは思いますが、やはり特に市町村のレベルでは、在留されている外国人の国籍や言語にかなりの偏りがあって、そこまでバラエティーがないということは考えられると思います。その辺りについて、自治体の方から何か言われたりとか、そういう相談をされたりというようなことは、余りなかったですか。

説明者（出入国在留管理庁） お答えいたします。まず、先ほどの満足度の調査とかそういった点については、そのとおりにかと思っ、受け止めさせていただきたいと存じます。

それから、多言語要件のところについてです。こちらの方は私ども、確かに11言語というところはどうかというはあるかもしれませんが、11言語というところは、それを話すことによって大体90%以上の外国人がカバーされると、こういう考え方を持ったものでして、先ほど説明しました、政府が決めた総合的対応策の中でも同じようなことが、11言語というのが明記されている状況です。私どもといたしましては、90%がカバーされるというところは下ろせないと考えておまして、地公体の方からは確かにそういった要望がかつてありまして、それに対しては、何も通訳人を雇わなくても、電話通訳であるとか、あるいは機械翻訳、そういったものを入れることで対応しても構わないということで弾力的にしますとさせていただくことによって、今のところ、例えば昨年5月に実施したアンケート等では、そのような要望は来ていない状況です。

大屋委員 ありがとうございます。これについて、やはり都道府県と市町村を分けて考える必要があるかと思っ、都道府県でやはりユニバーサルサービスの方は背負っているわけですから、11言語なければいけないというのはよく分かりますので、旗を下ろさないでよいと思うのですが、市町村についていうと、やはりもう少しきめの細かい取組を地域の実情に応じてやっていただくのが本旨かと思っ、場合によってはそこをもう少し緩和をするであるとか、あるいは一部の言語についてはもうネイションワイドで電話通訳なりを対応して終わらせてしまうということも考えてよろしいのではと思っ。

コメントですので、特に御返答は頂かなくて結構です。私からは以上です。

官房長 ありがとうございます。

それでは、松村委員、御発言をお願いいたします。

松村委員 松村です。発言します。まず、ポンチ絵を見ながら質問するのは余りよくないような気もするのですが、スライド8の共同方式のところ、三つ全ての例が月曜から金曜日までの相談となっていますが、これが典型的なパターンということなんでしょうか。つまり、役所が対応するので当然なのかもしれませんが、休日は対応しないというのがごく普通なんでしょうか。あるいは、もう少し工夫されていて、平日でもやらない日はあるが、休日である土曜日や日曜日にもやっているというのがごく普通にあるのか、もし分ければ教えてください。

それから、もう既に先ほどから御指摘がありましたが、オンラインでの対応は典型的にそれぞれの自治体で進んでいるのでしょうか。あるいは普通にやられていないのでしょうか。

また、この共同方式はとても合理的なやり方だと思いますが、まだその対象になっていない自治体は、比較的対象の外国人の方が少ないところであるとすると、単独でやるのにはハードルは高いけれども、共同方式ならば、というようなことはあり得ると思っ。法務省から、申請を待つのではなく、例えば、まだ申請していないところで、お隣の市もまだ申請していないようであるが、共同でやることを検討しませんかと法務省の方から主体的に働き

掛けることはあるのでしょうか。あるいは、これはその自治体からの申請が来るまで待つというのが基本スタンスなのでしょうか。

最後の点、これは質問ではないので回答不要です。事前勉強会でも、都道府県あるいは市町村間でもグッドプラクティスを横展開していくことに対して、法務省が積極的な役割を果たしていることを伺いました。これは国民多くの目に触れるものですので、法務省もそのような点で主体的な役割を多く果たしていることが、もう少し強く出てきて良いかと思いました。

以上です。

官房長 お願いします。

説明者（出入国在留管理庁） では、まず休日対応についてです。自治体によってこれはまちまちでして、土日対応をされているところもあります。

それから、オンライン対応についてですが、これも地公体によって、やっておられるようなところもあります。

最後に、横展開のお話がありましたが、私どもも、例えばオンライン対応を行っているところについて、「このような形でやっています」ということを地公体の方に対して情報提供をさせていただいています。

それから、共同方式について未申請のところについては、正におっしゃられるとおりでして、ついこの間も私自身、来られた方々に対して、「共同方式でやられることをお進めになってはいかがでしょうか」とお話はさせていただいております。元々そのような形で、共同方式のメリットなどについては、東京においてもそうですし、地方の受入環境調整官を通じまして地方入管の方からそういった働き掛けというのはさせていただいているという状況です。

以上です。

官房長 今の説明でよろしいでしょうか。

松村委員 はい、ありがとうございます。

官房長 それでは、続きまして茶野委員に御発言をお願いいたします。

茶野委員 御説明ありがとうございます。私の方は質問というよりも、どちらかというコメントですので、御回答は不要かと思えます。

このような相談窓口というのは非常に重要ではあるし、それから、このような在留外国人の方々が日本にうまく溶け込むために、あるいはもう少し付け加えると、社会的なトラブル等を未然に防いで大事になるのを防ぐためにも、初めの段階でいろいろな相談に乗り、問題を解決していく手助けをするというのは非常に重要なことであると思えますので、このような取組はこれからも続けていただきたいと考えます。それが1点です。

次に、もう一点ですが、大体このような相談窓口等を開設していろいろな話を聞くことによって、いろいろな現制度の問題点であったり、「このような点を改善した方が良いのではないか」というものが見えてくるのではないかと私は理解をしていますが、そのような意味では、この相談窓口がただ単に在留外国人の方々の助けのための制度であるだけでなく、これから制度全般を良くしていくための、あるいはいろいろな施策、これはもしかしたら地方公共団体等の施策の段階ですと、出入国在留管理庁の管轄外ではあるとは思いますが、このような相談からあぶり出されてきた問題点、これからどのようにしていけば良いかという

ようなことは、外国人だけではなく、もしかしたら日本国民全体、あるいは地方に住んでいる方々全体にとっても重要な点があるのではないかと思います、そのようなことをこの相談窓口のところから汲み上げて、今後の施策等に生かすことも重要ではないかと考えますので、そういう点についても少し御配慮いただきながら事業を進めていただきたいと思います。

以上、コメントでした。ありがとうございます。

官房長 よろしいですか。入管庁、何かコメントありますか。

説明者（出入国在留管理庁） 相談で世の中が見えてくるというお話ですが、非常に貴重な御意見をどうもありがとうございました。実は、これは先ほどお話しました共同方式の部分において、そのようなことから共同方式を採用したという例が出てきております。

つまり、中核都市があつて、その周りのベッドタウンの住民の方々が中核都市の窓口相談に行っているため、ベッドタウンの自治体においては、どのような問題が起きているかを分かっていなかった事例がありました。そのようなことから、その中核都市とベッドタウンとの間で共同的な取組をするように至ったという例がありました。

これは地公体の例ですが、私どももそういった、いわゆる困り事相談というのは一種、どのような政策が必要とされているかという宝の山といいたしめようか、そのような見方もできないことはないと思いますので、そのような観点から業務を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

官房長 では、現在コメントシートの取りまとめ作業中ですが、委員の皆様方から追加で御質問、御意見等がありましたら、是非御発言をお願いいたします。よろしいですか。

では、特段ないようでしたら、先ほども同様でしたが、コメントシートの取りまとめ作業をもうしばらくお待ちいただきたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

(取りまとめ)

官房長 井上委員から、取りまとめコメント案の提示をお願いいたします。

井上委員 それでは、取りまとめが終わりましたので、取りまとめコメント案の提示をさせていただきますと思います。大きく分けますと3点あります。

一つ目が、法務省がよりリーダーシップを取ってこの施策を進めるべき、二つ目が、利用者の満足度向上に取り組むべき、三つ目が、予算の効率的使用についての検討をすべきということです。

それぞれの代表的なコメントですが、リーダーシップに関しましては、「法務省がリーダーシップを取り、交付決定団体数等の具体的な目標設定をし、PDCAサイクルを回すべき」というものです。

次に、利用者の満足度向上に関してのコメントですが、「窓口の設置運営だけでなく、それにより、どの程度の外国人が支援を受け、裨益したのかという政策効果について、窓口での相談件数や相談を通じて適切な相手先に紹介することができたかなどに関する追跡調査などにより客観的に把握することを検討すべきである」というものです。

また、別のコメントですが、「受入環境整備への交付金は今後も継続し、申込み申請状況等も鑑み、必要であれば増額することが必要である」と考える。ただし、これまでの経験から

何を学び、何を実際の施策に生かすかが重要である。この点については、本事業の範囲外であるかもしれないが、積極的にこれらの相談から見えてきた問題点の改善等に取り組むことが望まれる」、あと一つ、「オンラインでの窓口とフィジカルな窓口とを上手に組み合わせ、より効果的な施策の実施をお願いしたい」といったことです。

三つ目の予算に関するコメントですが、「交付規模の適正性を議論するには、とりわけ予算の増額の必要性を訴えるためには、これまでの予算がどれだけ効率的に使われてきたか、どれだけの効果を上げたのかをより具体的に示す必要がある」ということで、以上が代表的なコメントです。

各外部有識者のコメント及び質疑、議論の内容を総合的に勘案し、取りまとめコメントといたしまして、一つ目は、「法務省がよりリーダーシップを取ってこの施策を進めていく検討を進めるべき」、二つ目は、「利用者の満足度の向上、これは、その問題が解決したか、また相談の内容を利用したり、また、オンラインとフィジカルの使い分けなどの観点も含めて満足度の向上に取り組むべき」、三つ目は、「予算に関しては、予算の効率的使用についての検討を行うべき」ということです。

官房長 この取りまとめコメント案に関しまして、御意見等のある委員の方は御発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

井上委員 それでは、御意見等もないようですので、本事業の取りまとめコメントは当初の案どおりとさせていただきます。

事業所管部局におかれましては今後、概算要求に当たり、本結果を活用していただくようお願いいたします。

官房長 ただいまの取りまとめコメントを踏まえて、出入国在留管理庁においては事業の見直しや概算要求の反映について検討を進めてください。

以上をもちまして、「出入国管理業務の実施」に関する審議は終わりいたします。

ということで、本日本日予定の議事はこれで終了いたしました。これをもちまして、法務省行政事業レビュー公開プロセスを閉会させていただきます。

本日は委員の皆様方、長い時間にわたりましたが、ありがとうございました。引き続き御指導のほどよろしくお願い申し上げます。本当にありがとうございました。

—了—